

令和5年度日本大学大学院法務研究科
既修者単位認定試験 民事訴訟法 出題趣旨及び採点基準

設問1

本問は、裁判所は、当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭しない場合において、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときは、終局判決をすることができること(民訴法244条本文)、ただし、出頭した相手方の申出があるときに限ること(同条ただし書)、そして、当事者が口頭弁論の期日に出頭しない場合には、相手方の主張した事実を自白したものとみなされること(民訴法159条3項本文、1項本文)、その結果、原告の請求を全部認容する判決がされるという、いわゆる欠席判決について理解しているかを問うものである。

(1)については、Xの訴訟代理人弁護士として、裁判所に弁論の終結を求める申出をすることが書けていれば20点。その法的根拠として、民訴法244条を挙げることができていれば10点。

(2)については、当事者が口頭弁論の期日に出頭しない場合には、相手方の主張した事実を自白したものとみなされることが書けていれば15点、その結果として、Xの請求を全部認容する判決となることが書けていれば15点、法的根拠として民訴法159条3項、1項を挙げることができていれば10点。

設問2

本問は、時機に後れた攻撃防御方法の却下についての理解を問うものである。当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは、裁判所は、申立てにより、又は職権で、却下の決定をすることができる。判例(最判昭和46・4・23民事訴訟法判例百選[第5版]45)は、設問類似の事案において、建物買取請求の主張を時機に後れた攻撃防御方法として却下した原審を相当としている。

時機に後れた攻撃防御方法の却下の主張をすることに言及できていれば15点、民訴法157条を挙げることができていれば5点、その要件の検討ができていれば10点。